

次世代育成支援対策推進に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1・計画期間 令和3年9月1日～令和6年8月31日までの3年間

2・内容

目標1：年次有給休暇の取得率を増やす

対策

令和3年9月～ ・現在の取得状況把握

令和4年4月～ ・毎年4月に有給取得状況、有給残日数を職員へ周知する。

・年次有給休暇が取得しやすい環境づくりをする

・管理職の意識改善を促し、職場全体の有給休暇の取得率を上げていく

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

対策

令和3年9月～ ・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知する

・育児休業中における待遇、育児休業後の労働条件に関する事項についての周知する

・管理職への研修を実施し、産前産後休業又は育児休業を取得予定の社員への対応について理解を深める。

目標3：若手職員や新入社員が継続して働き続けることができる環境の整備

対策

令和3年9月～ ・働き続けるうえでの悩み事・心配事について相談にのり、助言できる体制を整える

・運用ルールの検討、メンター選定

・運用ルールの決定、メンター制度導入 継続した支援を行う

スターフィールド(株)